

文書館整備検討委員会 第7回会議 議事録

日 時：平成25年2月6日（水）

午後2時～4時

会 場：新潟市役所白山浦庁舎 5-401 会議室

- 委 員** 本間恂一（委員長）、伊藤善允、小野民裕
杉本道秋、金森敦子
- 幹 事** 総務部総務課長 木村隆行
総務部IT推進課長 木山 浩
江南区役所副区長（代理・総務課長補佐）山口幸二
教育委員会中央図書館サービス課長 山下洋子
- 事務局** 文化観光・スポーツ部長 木村勇一
同部 歴史文化課長 倉地一則
同部 歴史文化課歴史資料整備室 拝野室長
同部 同課 同室 長谷川主査
同部 同課 同室 福田主査
同部 同課 同室 鈴木主査

議 事

1. 開 会

（司会／事務局・鈴木）

定刻となりましたので、文書館整備検討委員会第7回会議を開会いたします。本日の司会を務めます、新潟市文化観光・スポーツ部歴史文化課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。お手元には会議次第、出席者の名簿、A4判2枚が行っているかと思えます。併せて、事前にお送りいたしました検討資料がございますでしょうか。もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。

また、本日の会議は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。併せて、会議録作成のために録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、事務局を代表して文化観光・スポーツ部長の木村がごあいさつ申し上げます。

（事務局／木村文化観光・スポーツ部長）

本日は、お忙しいところ、また、お足元の悪い中、本検討委員会にご出席くださりまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の歴史文化行政に多大なご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、前回の検討委員会でもご紹介いたしました、全国的に公文書館の設置に関する動きが活発になっております。昨年11月中旬には、福岡県において県と58市町村で共同運営する最新型の福岡共同公文書館が開館いたしました。また、札幌市の公文書館は平成25年7月の開館を予定しておりますし、さらに、高松市は平成26年の開館に向けて準備を進めていると聞いております。本市もこうした動きに続いていきたいと考えております。

2か年半という長期間にわたり、委員の皆様から積極的に検討していただきました新潟市文書館整備基本計画は、今回の第7回をもちまして一区切りにしたいと考えております。本日は、前回頂いたご意見に基づく修正部分を中心としながらも、本計画案全体についてご意見を頂ければと思っております。限られた時間ではございますが、活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

2. 文書館整備基本計画（案）について

（司会／事務局・鈴木）

それでは、早速、議事に移りたいと存じます。以降の進行は本間委員長お願いいたします。

（本間委員長）

本間です。よろしくお願いいたします。

ただいまお話がありましたように、過去6回、委員の皆さんから貴重なご意見を頂戴いたしました。また、事務局の方から、私どもの多様な意見を参酌していただきまして、立派な資料をその都度配付いただきまして、ありがとうございました。

今日は整備検討委員会の最後ということで、第6回でご意見を頂戴したものを盛り込んで修正をした部分を中心に、委員の皆さんには既に送付していただき、ご検討いただいていると思われ「文書館整備基本計画（案）」について、忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局／長谷川）

それでは、資料に基づきまして、文書館整備基本計画（案）について、修正を中心に説明させていただきます。

まず、今回は表紙と目次を付けました。最終的にはこの形式にしたいと考えております。皆様のごところに資料を送付しました後、若干、委員長からの修正意見がございましたので、その修正点を先に述べ、その後、6回目からどう修正したかをご説明していきたいと思っております。

まず、1ページ目、基本計画策定の趣旨の1のところですが、下から8行目です。真ん中あたり、「これらの公文書の中には、市政のあゆみを示す歴史的な価値の高い資料も含まれており」というところと、その2行下、「利用に供して市政を検証できる体制を整えることは」とありますが、この「市政」を「自治体」と直させていただきます。

続きまして、2ページ目、上から4行目、「地域の歴史と文化を生かした」なのですが、「生かした」が漢字になっていましたが、これをひらがなに変えてください。

次に3ページ目、下から2行目、「市民や行政組織からの照会に対して」とありますが、「市民や行政組織等からの」に変えたいと思っております。「等」という言葉を入れてください。

さらに、4ページ目上の「ア、資料保存」のところですが、本文に入りまして4行目、「そのためには、形態や媒体、種別を問わず、必要な情報を持つ資料を保存することが大切です」の「保存」に強調のかぎ括弧がついていましたが、この括弧は取り除きます。

それからその下の図のところ、同じく「資料保存」のところなのですが、**「メディア資料」**が三つ目の項目としてあります。その後ろに括弧して**「画像、映像等」と書いてください。「メディア資料(画像・映像等)」**と変えさせていただきます。

資料送付後の修正については以上です。

前回6回目の検討委員会の課題を受けた修正について、説明します。まず全体の問題から申し上げますと、法律の引用など法律に関わる部分については、基本的に法律の記載様式に合わせました。それから、何度か出てくるので、1ページ目の**「公文書等の管理に関する法律」**は、呼称として使われている**「公文書管理法」**と略称しました。それから、全体の文中の**「公文書」**、あるいは**「歴史公文書」**という記載ですけれども、これも法律に関わる部分についてはそのまま**「公文書等」**、**「歴史公文書等」**に修正しました。

その他、全部申しませんが、必要に応じて内部検討等を経て、文章を直しているところがあります。ここでは大きく変わったところ—資料の主に**太字**にした部分についてお話しします。

まず2ページ目です。前の案では、自治基本条例を引用したところで、金森委員、杉本委員から、**「かつてない町」**の意味が分からない、唐突なので、読む人にわかりやすくという点を考慮してほしいというご指摘がありました。この部分に関しては、**「本市は個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用して地域の独自性や自立性を尊重したかつてない町をつくることを目指しています」**という前の案にありました部分を削除しました。

それから2ページ目真ん中の辺りの**太字**の部分ですが、前は、公文書管理条例制定の検討・調査を推し進めているが、市民共有の資源である公文書を市民、行政機関が公平に利用し、現在及び将来の市民に説明する場を必要としている、という件がありました。この部分は、公文書管理法第1条の条文を引用して解釈した文章ですが、検討の過程で次第に分断されて一人歩きした部分がありましたので、原点に戻って第1条の条文に則した文章に変更いたしました。

読ませていただきます。また、**「公文書管理法」**は、国等の諸活動の記録である**「公文書等」**が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用できるように、適正な管理・保存・活用を図り、**「現在及び将来の国民に対し説明する義務が全うされる」**ことを目的としています。そこで、**「公文書管理法」**の趣旨にかんがみ、というように変更いたしました。

次に3ページ目(2)文書館の基本目標のイの部分です。まず、項目のところですが、前は、**「地域の歴史・文化遺産の継承と地域文化の発展」**で止めていましたけれども、文書館の果たす役割を明確にするために、**「地域の歴史・文化遺産の継承と地域文化の発展への寄与」**と付け加えました。それから、イのその下の文章ですけれども、その前の文章は、**「散逸の恐れのある地域資料の保存について、その意義を普及啓発及び支援する活動をとおり、地域の歴史文化遺産の継承と個性豊かな地域文化の発展に寄与します」**と一文で書いてあったのですが、これを、伊藤委員から、保存の意義を普及啓発することと保存を支援する活動を分けた文章にしたほうがよいというようにご意見を頂きました。また、この部分に関わって、杉本委員から文書館は積極的に資料を収集してほしいというお話がありました。また、私どもの意図として、所在確認調査等の事業の意義を積極的に、能動的にとらえた解釈で理解していただきたいということで、新たにイのような文章に変えさせていただきました。

読ませていただきます。**「地域の歴史・文化遺産の継承と地域文化の発展への寄与。地域の歴史・文化遺産を未来に伝えるために、散逸の恐れのある地域の歴史資料の保存に努めるとともに、歴史資料保存の意義を普及・啓発し、資料所蔵者や保存活動に取り組む市民の活動を支援します。これらの活動を通じて、個性豊かな地域文化の継承と発展に寄与します」**。このように変えさせていただきました。

続きまして4ページ目です。まず、大きく変わったのは、図の構成です。資料保存、調査研究活動、歴史編さんと情報発信、資料・歴史情報の公開・提供という項目の部分、ア、イ、ウ、エの項目の部

分と、その内容を的確に表現しようと思った単文（リード）の部分の関係を逆にしました。前の案では、丸の中に「歴史公文書も地域の歴史資料も同等に」という短文（リード）が入っていて、項目が外に出ていました。しかし、わかりやすくするために、短文（リード文）と項目を入れ替えました。

それから、アの資料保存は「歴史公文書も地域の歴史資料も同等に」としました。公文書は「歴史公文書」に統一しています。第5回の委員会で「平等に」としたところ、小野委員から違和感を指摘されたため、誤解を生まないために6回目は「公平に」としましたが、これもやはりなじまない部分があります。改めて、文書館・アーカイブスの世界で基本原則となっている「平等」という言葉は、平等利用の原則に基づくものであります。この趣旨からしますと、公平もなじまない言葉なので、「同等」という言葉に置き換えさせていただきました。

5ページ目、調査研究活動の文章の下から3行目、新潟市の市政史のところですがけれども、前は、自治体における政治・制度・政策史の解明研究と言っていましたけれども、ここをもう少し分かりやすくするために、「新潟市の市政史（自治体における政治・制度・政策の歴史）の解明」と変えました。そして「将来の修史事業」を「将来の歴史編さん」と修正いたしました。

6ページ目、上から5行目、太字のところ、新たな「歴史記述の方法として」というところに対して、伊藤委員から変えたほうがよいというお話がありましたので、「新たな歴史情報の発信方法として」に修正いたしました。それから、「ビジュアル版の新しい歴史記述と文書館展示」を、「ビジュアル版の新しい歴史刊行物の制作と文書館展示」と変えました。

続いて、あまり横文字を使わないで日本語に書き換えてほしいという杉本委員からの指摘がありました。そこで、前の案ですと3ページにありました「ガバナンス」という言葉を削除しました。それから、9ページ目では「ネットワーク」という言葉を削除しています。ただし、6ページ目のエ、「丁寧に適切なレファレンスサービス」というところについては、「調査相談」という説明語をつけました。実は、横文字を日本語で表すとかえって誤解されたり難しくなる場合もあります。そのためなるべく横文字の表現は最小限にとどめているつもりです。レファレンスサービスについては、10ページ目に改めて私ども文書館の立場として定義しましたので、後でまたご覧いただきたいと思います。

7ページ目、施設のあり方のところの第4段落目、前は「津波や浸水被害について考慮します」と言っていました、伊藤委員から言葉足らずだとの指摘を頂きました。そこで「津波や水害による震災等の被害に備えて、高台等への立地を含めて検討します」と修正いたしました。

なお、7ページ目の施設構成については、閲覧室が狭いとか、大型絵図の対応のために畳敷きの別室があったらよいという小野委員の意見、声を出して古文書を読んだり話のできる閲覧室にしてほしいという金森委員からの意見がございました。そうしたことを踏まえ、エの「歴史資料の公開・提供機能」のところは、「市民の利用窓口となり、市民や行政組織の調査相談に対応するレファレンスカウンターを備えた一般閲覧室。大型の絵図等の資料を広げることができ、談話なども可能な特別閲覧室」と変えさせていただきました。

8ページ目の「一般的な機能」。これも金森委員から、文書館には屋根付きの自転車置き場、バイク置き場等を設けてほしいというご意見を頂きましたので、外構部分に駐車場や屋根付き駐輪場などということを追加しました。

それから、8ページ目の全体に関係して、金森委員から何かを調べようと思った人がどこへ行ったらいいいのか、目録があっても分からないのでだれに聞いたらいいのか、そういうことに答えてくれる人やシステム（レファレンスサービスだと思いますけれども）を充実してほしいというご意見がありました。6ページのエのところ「丁寧に適切なレファレンスサービス（調査相談）」という言葉を使っていますが、再び8ページの管理運営体制の専門職員に関わるところで、専門職員の職能とし、来館者が求める内容に対して丁寧に親身に答えることのできる資質が求められます」という

ことで、文書館の基本的な柱となる機能として、人を介したレファレンスサービスの充実ということ
を明記したところでは。

9 ページ目、これは大変大きな変更です。前の案で、5「新潟市文書館」整備の推進に当たって、
それから9ページの(6)の部分と、そして最初に戻って2ページ目には、公文書管理条例の制定に
関しての記載があったのですが、この部分に関しては、総務課からの指示もあって、今の段階では削
除ということにさせていただきました。

それから、5「新潟市文書館」整備の推進に当たってという長い文章がありましたが、内部等から、
基本計画としては後半がくどいという指摘もありました。この部分は、文書館整備における公文書の
分野での市職員の公文書管理に関する能力や意識向上の問題ですとか、公文書の保存・管理につい
ての組織内の協力を基にして文書館設置への機運を高める、というような一文が最後についていま
したが、この部分は削除いたしました。

5を読みます。現在、本市では文化観光・スポーツ部歴史文化課が、平成13年より「新潟市歴史的
文書等利用要綱」に基づいて、所蔵する歴史資料の閲覧・公開を行っています。同課は引き継ぎ・移
管された歴史公文書の管理、地域の歴史資料の保存・調査、市域の歴史研究に基づいた講座の開催な
どによる市民への成果還元など、文書館の機能に類似した業務を行っています。よって、歴史文化課
は「新潟市文書館」の設置に向けて、文書館の運営能力の向上に資する段階的な取り組みを進めてい
きます、と修正させていただきました。

10 ページ目の定義です。「歴史公文書とは」の内容は、典拠に基づいて修正しました。そして、レ
ファレンスサービスについての定義を新たに追加いたしました。

11 ページ目の表は、細かい句読点、体言止め、設備面等での文言の追加と修正を行いました。

修正に関しては以上であります。

(本間委員長)

どうもありがとうございました。

修正が比較的多岐にわたっておりますので、協議の方向といたしまして、まず、逐条的に細かく検
討する前に、全体的に何かご質問やご意見はございませんか。

それでは、個々のケースの中でやっていきますので、ご意見を頂きたいと思います。まず、1の基
本計画策定の趣旨のところから始めたいと思います。ただいまご説明のように、若干の修正がありま
した。1の基本計画策定の趣旨につきまして、これに対する質問あるいはご意見を、修正部分も含め
まして、お願いしたいと思います。

(金森委員)

2 ページ目の上から10行目、「公文書等」が…これらのことを目的としています、というのは少し
文章としておかしいので、「公文書等」は…、ではないでしょうか。

(事務局/長谷川)

ここは法律に関わる話なので、このまま(書いてあることなので)。

(金森委員)

これはこのまま書いてあるのですか。

(伊藤委員)

「目的としています」の主語は、「公文書管理法は」になります。

(金森委員)

ここにありましたか。失礼しました。

(本間委員長)

これは公文書管理法の文章ということで、法律で分かりにくいのですが、変ですがよく読むと分か

ります。

(金森委員)

少しおかしい。入れ子になっている…。

(伊藤委員)

文の中に文があるというような。

(本間委員長)

これは法律の趣旨を文章の中に入れ込むので、どうしてもすっきりしない部分があります。これは非常に複雑な部分ですので、その辺りをひとつ参酌してお読みいただければと思います。

(金森委員)

よく読めば分かります。

(本間委員長)

端的には、そういう。ほかにいかがですか。

(杉本委員)

一つ一つの問題ではないのですが、この前、市議会で、青野議員が公文書館の問題について一問一答で市長に質問しましたけれども、市長には大体この意図は伝わっていますか。ある程度、こちらの課から細かく説明したのでしょうか。

(事務局／倉地歴史文化課長)

はい。12月議会で青野議員から本会議で質問がありました。

(杉本委員)

私も聞いていましたけれども。

(事務局／倉地歴史文化課長)

それについて答弁書を作成し、この委員会でどのような議論があったかということも含めて市長に報告をし、答弁書の確認をしています。

(杉本委員)

市長は大体これでいいのかなと、了解されたわけですね。

(事務局／倉地歴史文化課長)

細かくは詰め切れないところがありますが、大筋の方向として理解しているということです。

(杉本委員)

分かりました。

(本間委員長)

少し不勉強で申し訳ないのですが、12月議会で青野議員が市長に質問された内容について、どういうポイントで質問されたのか、もしお分かりであれば、どなたでも。

(幹事／木村総務課長)

かなり細かい。公文書館のあり方とか必要性とかそういうこと全般。公文書館だけの質問。

(杉本委員)

だから、私はこちら（歴史文化課）の方である程度質問を作ったのではないかと。

(本間委員長)

端的に言えば、市議員の方の中に公文書館の必要性を認識されて、市当局にこれらの実現を働きかける方もいらっしゃるという例だと思います。今、非常に注目を浴びている事案だと思います。この趣旨というのは最初でもありますので、市民の皆さんが読まれると思います。事務局が第6回も修正しながら作成していただきましたが、この1の基本計画策定の趣旨について、特に修正された部分で何か他にご意見はございますか。先ほど、字句の問題について質問がありましたが、他に何かござ

いますか。一応、この趣旨についてはご同意いただいたということで、次に進みたいと思います。

それでは、2の基本計画の位置づけについて。ここは趣旨を受けて、新潟市の施策の中でこの計画をどのように位置付けているかということです。これは市の既存の規定と整合するかという大切な部分で、事務局が入念に整備されております。何か2のところをございせんか。

次に、やや具体的になりまして、3の新潟市文書館の基本理念です。これは、基本計画の骨子の部分に当たると思います。この基本理念は、2ページから5ページまでとかなり長いですが、これにつきまして、順を追ってご意見を頂きたいと思います。

まず、新潟市文書館の基本理念について包括的に、全体的にこういうものがあるのではないかとすることがありましたら、ひとつお願いいたします。伊藤委員、何かありますか。

(伊藤委員)

いえ、全体はありません。

(本間委員長)

それでは、(1)文書館の必要性というところ。ここでは、文書館の必要性につきまして説いておられるのですが、この部分についていかがでしょうか。一番の根本は、民主主義社会の発展に欠かせない施設なのだということがこの必要性で最も強調している部分かと思えます。それが文書館という場であり、施設であるということ強調されていますが、この文書館の必要性についての部分、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

2ページの下から3行目、前回触れなかった①の(過去の)ところ。前は市政についてだけだったのですけれども、(過去の)と括弧で括弧していますが、その趣旨は何ですか。

(本間委員長)

前回なかった①(過去の)を今回入れた理由は何かということですね。

(事務局／長谷川)

文書館が現段階で主に扱う公文書が「歴史公文書」であるということです。現用の文書の問題ではなく、過去から引き継がれて将来にわたって保存して活用していく。そうした「歴史公文書」を対象とし、取り扱うということで、敢えて(過去)としました。

(伊藤委員)

基本計画の体裁として、出だしに括弧があるのはいかなものかと。では、「過去の」を取ってもいいのかということになるわけだから、「これまでの市政について」としたほうが柔らかくなるのではないのでしょうか。ここが逆に強調される感じがします。「これまでの」という意味合いでよろしいですか。

(事務局／長谷川)

はい。修正させていただきます。

(本間委員長)

それでは、確認いたしましょう。2ページの下から3行目の①の(過去の)という部分は、「これまでの」ですか。

(伊藤委員)

はい。「これまでの」。

(本間委員長)

「これまでの」、ということですね。これでよろしいというのですが、事務局の先ほどの説明で、「これまでの」というので十分カバーできていますか。

(伊藤委員)

その辺がどうかということが疑問だったのです。

(本間委員長)

伊藤委員の質問に対しての回答の内容を聞いていると、「これまでの」ということでそれを代替できるのかなという気がするのです。それでいいですが。

(事務局／長谷川)

そのとおり修正させていただきます。

(本間委員長)

では、そういうことで、このように修正をお願いいたします。

文書館の必要性につきまして、何か内容あるいは趣旨、あるいは文章でこうしたほうがいいという部分がもしありましたら、お願いしたいと思います。

(金森委員)

今のところなのですが、①の「これまでの市政について」とか、②の「市の職員が公務の証を残し」とか、行政側のいいわけが最初に来ているような感じがするのですけれども。そういう感じがするのは私だけでしょうか。そういう（言い訳の）場にしようとしているのではないかと。市民のものを先に出したらどうなのですか。何となく市政の方が最初に来ると…。

(本間委員長)

いかがですか。これは新潟市という意味ではありませんよね。今までの行政の総体として、公文書の開示などについて、日本の場合は十分ではなかったと。したがって、今後はそういうものも是正していきたいという狙いというか、真意といいますか、そういう意味のご質問ではないかと思うのですが、いかがですか。それとも、文書館の必要性という理論的な展開の中で出てきたものということでしょうか。私は後者に考えているのですけれども、いかがですか。

(事務局／長谷川)

なぜ公文書館が必要かという理由としては、今まで十分明らかにできていなかったところを自ら明らかにしていくといいますか、あるいは、古いもの（公文書）をきちんと残して来られなかったという反省に立って、公文書館法なり管理法というものがあり、それに沿って公文書館が設置されたのだと思います。市民の立場でないと言われるかもしれませんが、公文書については、まだまだ国民・市民と、資料というものが同じ土俵の上に乗っていないという状況があります。少なくとも「(公) 文書館」というものがあれば、市民にも情報として提供していくことができるし、市民が（公文書資料）使えるようになるというきっかけになるだろうと。

(金森委員)

①、②、③を取ってしまって、公文書等の貴重な資料はとつなげると具合が悪いのですか。

(事務局／長谷川)

この文書館の基本的な柱としては、それこそ金森委員が大切に思う古文書等の地域資料も、歴史公文書も同等に扱うというのが方針です。ゆえに、公文書に関してのしかるべき理由づけが必要であると。

(本間委員長)

今の件について、いかがですか。

(金森委員)

いいですけども、文章がしつこいのです。読んでみると、一つ一つが長いというのが印象です。必要ならばそれでもかまいません。

(本間委員長)

一般的な文章と比べて、いろいろと法律や法規、あるいは規定というものを含んで、その整合性を確立した中で文書館の存在理由を問うということになりますと、文章が分かりにくいとか長いという

こともありますが、これを分かりやすくした場合、これもまた弊害があります。これは（文書館を創るといふ）先駆的な時代の苦難の苦しみと理解していただいて、文書館の時代になって、国民的合意ができていけば、やがて金森委員が希望されるような、非常に分かりやすくして明快な文章にやがて変質していくのではないかと思うのです。

（伊藤委員）

それを期待いたします。

（本間委員長）

そういう時代もやがて来るでしょう。（1）については他にご異論もございませんので、次に、文書館の基本目標です。これは文書館の骨子となるべき活動内容の主体です。そこで、文書館の基本目標、この文書館はどういうことをやるのかということです。一番中心の中核的な部分かと思えます。3ページから6ページまで、ご意見をお願いしたいと思えます。いかがですか。

それではまず、基本目標ア、イ、ウについていかがでしょうか。こういうことをやりたいという目標ですが、前回の意見を踏まえて、イはかなり修正されております。その辺りを含めて、いかがでしょうか。説明責任の具現とか、あるいは地域社会への寄与とか、あるいは市民支援体制の構築とか、かなり踏み込んだ文書館の目標を掲げております。また後で検討するかもしれませんが、それでは基本目標は三つ掲げるといふことをご了解いただきます。

次に文書館の機能です。文書館にはどのような機能を付与するのかということです。これは、4ページから6ページまでで、非常に詳しくございます。図・内容は変わっていないと思いますが、説明のやり方が変わっております。その辺りも含めまして、いかがでしょうか。

（伊藤委員）

4ページのアの本文の4行目、「ここでは」というところですが、資料としては、大きく分けると記録資料とメディア資料の二つがある。記録資料の中には、行政資料と歴史資料の二つがあるということなのですが、それを①、②、③としています。それで、①、②、③にするとまた並列になるので、わざわざ①、②、③とする必要はないのではないかということです。

それからもう1点、③の説明は、「…必要があると認められるもの」までですね。全部にかかるわけではないですね。メディア資料だけですね。

（事務局／長谷川）

そうです。

（伊藤委員）

これだと、保存する必要があると認められるもの、三つ全部にかかるのかなという気がするのです。③は、「文書館で保存する必要があると認められる写真や映像など」というようにしてはどうかと思います。体裁としては、①、②、③は取ったほうがいいのではないかと思います。

（本間委員長）

今のご指摘、①、②、③としないで、①、②、③を取る。それから③の説明の部分で、「必要があると認められる」を前に出すということですね。この2点、いかがでしょうか。

（事務局／長谷川）

文章が長くて分かりにくいということで、①、②、③とつけたということです。

（本間委員長）

なるほど。それから、③の必要があると認められるものを前に出すというのはいかがですか。

（事務局／長谷川）

並列の関係からいえば、資料名称の「メディア資料」が先に来たほうがいいと思います。

（本間委員長）

この写真や映像などに限って「必要あると認められる」という文がありますが、これはどうして必要があると入れたのでしょうか。

(事務局／長谷川)

写真なら何でも保存するというわけにはいかないと思うのです。特にメディア資料では、数量的に莫大な量になりますので、文書館が歴史資料として、最終的な歴史的価値を持つものとして特定したものが対象になるということだと思います。

(本間委員長)

とすると、資料の保存・収集において、行政資料や古文書等と、写真や映像は力の入れ方が違うということですか。

(事務局／長谷川)

これからの時代において取り扱う資料分野として、メディア資料という柱をもう一つ立てたということですか。

(本間委員長)

写真や映像を集めるということは否定しないのです。だから行政資料も古文書等も、文書館で保存公開するのは、やはり必要ある部分という限定がかかっていると解すべきではないでしょうか。現に行政資料は選別しているわけでしょう。当然、写真や映像も文書と同じように、文書館の一定の判断のもとに収集公開等の行為が行われると解釈すれば、今、伊藤委員が言われたように、「必要があると認められる」という部分については不要ではないかと思えます。

①、②、③を入れるかどうかというのは、文章の処理上の問題もありますから、事務局にお任せするということがいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この基本機能について、他にご質問、ご意見ございますか。

(小野委員)

今の①のところですが、行政資料という言葉が出ていますが、一般的に行政資料というと、行政刊行物などをイメージするような使い方もあります。

それからもう1点、「移管された」という文言なしで、そのまま歴史公文書、行政刊行物等としてもいいのではないかと思います。これは②以降の古文書等に対しての市の公文書という意味での行政資料という扱いですよね。

(事務局／長谷川)

はい。

(小野委員)

ですから、行政資料（括弧云々）ということではなくて、歴史公文書、行政刊行物等、と表に出したほうがいいのではないかと。行政資料という言葉は、他館では行政刊行物を具体的に示す使い方もあります。歴史公文書というのは「移管された」と付けなくても歴史公文書だから、という意味です。「など」を含むという意味で、学校・コミュニティ関係資料を行政資料のほうに置いてあるわけですよね。ということは、市が出資している財団だとか公益法人だとか、あるいは、指定管理などの各機関の資料も「など」の中に、含めて欲しいと思います。

それから、③の「など」の説明が、私の中では、例えば、音源だとか電磁媒体の情報だとかも入っていると理解していますけれども、そういう意味ですね。

(本間委員長)

今の小野委員のご意見、ご質問は、行政資料という言葉はいらぬということですか。

(小野委員)

行政資料という言葉はいらぬ。移管されたという部分もいらぬ。歴史公文書から始めていいと

思います。

(本間委員長)

それが一つと、「など」という言葉に何を含んでいるかという、これはご質問ですね。

(小野委員)

音源等、電子媒体等の収集も入れてほしいという意味です。

(本間委員長)

それでは、今の第1点目の行政資料というのと、移管されたというものを取って、歴史公文書うんぬんという部分、括弧を取るという修正意見についてはいかがですか。

(事務局／拝野室長)

ここの理解ですが、①、②、③と敢えて並列のような形にした元々の趣旨としては、①および②並びに③という形で階層性があります。ですから、①及び②といったときに、行政資料として一括りにした方が理解しやすいのではないかと考えています。

ですから、この文章は、「行政資料及び古文書等の地域の歴史資料並びに写真や映像などで、文書館で保存する必要があると認められるものを扱います」ということで、この三者について、何でもかんでも収集するのではなくて、限定的に保存が必要と認められるものを文書館では扱っていくと解釈しております。

小野委員の「行政資料を取ってそれぞれの資料名を出せ」といったことも分からないでもないですが、読みやすさからいくと、行政資料として代表したほうが良いと考えています。

(事務局／長谷川)

私もそう考えています。6ページの図4ですが、図示するためにまとめる語彙が必要なこと、「行政資料」の中には「歴史公文書」も「行政刊行物」も含まれ、さらに収集対象となるものが広がっていくことから、それらをまとめる言葉として「行政資料」という語彙で括りました。「移管された」はいいらないというのは、確かにそうかもしれません。

(本間委員長)

では、移管されたというのはいらないということは、取るということですか。

(事務局／長谷川)

取っていいと思います。

(本間委員長)

小野委員、いかがですか。関係するものを包括する用語として「行政資料」が必要であると。

(小野委員)

他館では行政資料という言葉は「行政刊行物」という理解で使っている機関があるので。

(事務局／長谷川)

刊行物だけというのはどういうことでしょうか。図書館なら分かりますけれども、文書館のどういところで。

(小野委員)

事務局は、行政資料という意味を、地域の歴史資料と明示するような形で、公の公文書というようなイメージで文言を充てたわけですね。

(事務局／長谷川)

そうですね。

(小野委員)

それであれば、(アのリード文が) 平等・公平・同等と文言が変わりましたがけれども、そのどちらも取り扱うことについて異議を言っているわけではなくて、「行政資料」という言葉自体が少し膨らみと

いうのか、あいまいなところを持っているのではないかということです。行政資料という言葉が地域の歴史資料と併置しているわけですね。

(事務局／拝野室長)

それぞれ例示的に上げたものは、行政資料という概念を分かりやすく説明するために上げたわけですので、イメージが膨らむというよりは、行政資料を規定するのがこの例示です。語彙のイメージをしっかりとさせるために敢えて書いていると理解していただいたらどうでしょうか。

(金森委員)

そのように理解できます。もっと分かりやすくするには、①、②、③を頭出しにして箇条書きにして、「以上は文書館で保存する必要がある」とすれば、ぱっと読んだときに分かります。

(本間委員長)

小野委員のお考えでは、行政資料というのは要するに行政が作った資料というように狭義に考えているわけですか。括弧の中の説明と合わないのではないかということですか。

(小野委員)

主体は市役所が作成している公文書という意味での行政資料なわけですね。この部分は、公文書館的な機能の部分なわけですね。それに対して、地域の歴史資料というもの、それからそれ以外の資料などがあるということですね。

(本間委員長)

小野委員がおっしゃるのは、行政資料という言い方が非常に狭いと。もっと「行政的」という部分があるのではないかということですか。

(小野委員)

もっと言うと、「市政に関わる公文書」という意味です。

(事務局／拝野室長)

市の組織、例えばそれは市長部局だけではなくて、当然教育委員会等も含まれますが、そういうところで作成された文書等を行政資料と総称して、文書館で対象とする資料を説明しても、なかなかイメージがわからない。今、歴史資料整備室で持っている資料の実態と併せて、どういったものが行政資料中に入るのかということとを定義づけると、移管された歴史公文書、行政の刊行物、それから学校の文書も一部あります。地域の歴史資料になる沼垂町会所文書とか新潟町会所文書は、もともと歴史的公文書です、そのほかにそれ以外のコミュニティ関係の資料もあるので、そういった具体的なイメージを示して行政資料を定義づけたということです。小野委員が言うことも分からなくもないのですが、やはり正確を期すとかうちの実態を表すという意味では、このような記載のほうが分かりやすいのではないかと思います。

(本間委員長)

いかがでしょうか。

(小野委員)

よろしいです。そのうえで、(リード文は)「行政資料も地域の歴史資料も同等に」という言葉であってもいいわけですね。

(幹事／木村総務課長)

①、②、③とメディア資料というのは、別だと思うのです。表題で歴史公文書と地域の歴史資料を同等にと言っているので、ここで取り上げるべきは、歴史公文書と地域の歴史資料の二つだと思うのです。きちんとその前段に形態や媒体、種別を問わずと書いていますので、画像、写真や映像であろうとそれは関係なく、歴史公文書と地域の歴史資料の二つを同等に扱う、この二つが実現すればいいのであって、歴史公文書の中身は、逆に行政資料とか行政刊行物とか学校コミュニティ関係資料を含

むとしたほうが分かりやすいような気がします。

(本間委員長)

そうすると、「写真や映像など」というのは、割愛するということですか。

(幹事／木村総務課長)

はい。「形態や媒体、種別を問わず貴重な資料を保存する」と書いていますので。どうしても画像とか映像と入れたいのであれば、その前段のところに「画像や映像を含んで」と集約すればいい。歴史公文書の中にも写真や映像もあるでしょうし、地域の歴史資料の中にも写真や映像があると思うのです。

(本間委員長)

そうすると、ここでは③の部分について削除するのか、あるいは、行政資料、古文書うんぬんの資料を扱いますというようにするということですか。事務局、いかがでしょうか。

(事務局／長谷川)

今総務課長が云われたことも一理ありますが、説明が足りなかったかなど。6ページの図4を見て欲しいのですが、資料保存は種別・形態を問いませんが、いわゆる古文書等、主に紙媒体に当たるものを「記録資料」と言っています。それに対して、それ以外の映像とか画像、写真類、音声などを総称する形で「メディア資料」という。このように物理的な二つの分け方を前提に文書館の活動の柱を考えた場合、その中核となる「記録資料」は、歴史公文書等の行政資料と地域の歴史資料とに分かれる。(図を用いた)前段の説明が足りなかったと思います。

(本間委員長)

そうすると、この原案でいきたいということですね。それでは、文章については「移管された」とか「必要があると認められた」というものを削除とか、そういう部分は修正しますが、骨子としては、映像写真などの画像関係のメディア資料というのも柱なのだと。いかがですか。

(伊藤委員)

話を聞いていたらよく分からなくなりました。歴史公文書の中には電子媒体も入ってきますよね。最初の資料保存のところで、「歴史公文書も地域の歴史資料も同等に」とあるのだから、それを最大限生かすような表記にしなければならない。逆に、事務局の方向であれば、この資料保存の文言を変えなければならないのではないかと思います。

(本間委員長)

下の三つの趣旨を生かすとすれば、歴史公文書も地域の歴史資料も等しく利用に供することが前提です。そのためにはデータを問わず必要な情報を持つ資料を保存することが大切であるとあるのです。下を生かすために上の部分を少し直すということですか。

(伊藤委員)

私は総務課長さんの意見ですっきりするのではないかと思います。「ここでは」というところから、余計な説明は一切要らないのではないかと。

(本間委員長)

そうすると、①、②、③の部分も要らないということですね。

(伊藤委員)

そうです。歴史公文書も地域の歴史資料もと。それだけでいいのではないですか。そして、資料保存のところで、逆に歴史公文書というのはどういうもので、それから地域の歴史資料にはどういうものがあるかという形で。敢えてメディア資料という言い方をしないで、それは別の、次の段階で、実施計画なり運営の要綱なりで。

(本間委員長)

それを見ると、ここに図がありますよね。そこにメディア資料というものがあります。

(伊藤委員)

そこからカットするのです。記録とメディアという分類ではなくて、地域の歴史資料と歴史公文書。

(本間委員長)

メディア資料も、公文書等行政資料と地域の歴史資料云々という中に入るといいますか。

(伊藤委員)

そうです。地域の歴史資料の中にそういうものもどんどん入ってくるのです。

(本間委員長)

入っているから、ことさら取り立てて説明する必要はないということですか。

(伊藤委員)

どちらかというと、紙媒体よりもメディアのほうがだんだん主流になってくるから、これが落ちていっているのではないかと言われかねないけれども、先ほど言ったように、文書のほう、媒体種別を問わずというところで含まれていますと。

(本間委員長)

さて、なかなか難しい問題が出ました。事務局、いかがですか。

(伊藤委員)

何を基準にして分類するかということです。

(事務局／長谷川)

今お話を伺いましたが、今後の文書館の対象資料としては、確かにメディア資料を一つの大きな柱と考えていたのです。ただ、基本機能の問題としては、リード文の通りであるわけです。これはどうしても捨てるわけにはいかないところですので、今、ご意見がありましたけれども、メディア資料の扱い方といいますか、どこにどう位置づけるかというのはもう少し考えたいと思います。これは形態や媒体、種別を問わずというところの中に入ってくるかもしれませんし、おっしゃる通りで、歴史公文書の中にも、写真等とか映像が入ってくるとか、地域の歴史資料にも地域に残っている写真という形があるかもしれない。そこで、このリードに沿う形で整理した中で、メディアというものをもう一回位置付けさせてください。

(本間委員長)

分かりました。それでは委員の先生方、今は時間的制約もありますから、ここで文案まで作るということは無理だと思います。そこで、皆さんのおっしゃることももちろん含んでいただいて、文案等については事務局に一任ということはいかがでしょうか。

(伊藤委員)

そうですね。後は委員長。

(本間委員長)

いやいや。そして、その文案に、今、若干の委員の皆様方から出していただいた考えもそれに投影されるように、事務局のほうでここを修正すると。精神は別に対立しているわけではなくて、そういうことでお任せいただくということで、ひとつよろしく願いいたします。

(事務局／倉地歴史文化課長)

先ほど小野委員から、文書館が対象とする資料の中に、市の外郭団体であるとか指定管理者の資料も含めてというお話がありましたが、そこまで行きますと、文書館の領域が際限なく広がってしまいます。どこまで対象とするかについては、具体的に詰めていきたいと思いますので、先ほどの趣旨をそのまま了解とこの場では申し上げられませんので、お含み下さい。

(本間委員長)

実際に資料の保存や収集をすれば、ここで規定できないようなケースが出てきます。したがって、あまりここでこれとこれとすると自縄自縛になりますから、小野委員もそういう部分にも目を向けてほしいという要望のようですから、ひとつよろしく願いいたします。

いろいろ活発なご意見を頂いてありがたいのですが、この3の新潟市文書館の基本理念について、他に何かご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

(小野委員)

要は収集選別の段階で、歴史公文書等と地域の歴史資料は違うわけですね。そういう意味で、姿勢としては、市の歴史公文書などの選別収集の精度を高めるということと、地域の古文書等の歴史資料などの受贈、受託ないしは複製物化とかとは手続きが違うということ意識して欲しい。公文書館は市の組織が業務として作成したものを、その発生から保存年限が経過して選別廃棄、ないしはその後の再選別の見直しまでのライフサイクルに応じた保存管理体制をしっかりと構築してほしい。これは平等利用の原則ということでの衝突点はないということです。

(2)の講座や刊行物などで市民に公表しますというところでは、市民に公表するだけではなくて、市の職員にも成果は公表するというところで、市政運営に効率的に生かすという意味でシンクタンクの部分もいるのではないかと思います。

図4のところでは、資料保存の基本的事業分野のところですけども、市の職員研修のほうにも文書館が関わってほしいという気がします。歴史公文書等の保存には不可欠でしょうし、文書館の設置目的の中に、円滑な市政運営にも寄与できるという部分があるので。

それから、「現代史の編さん」ですが、この前の市議会の一般質問では、議員の質問の中で、評価を伴う修史編さん事業というのは慎重に検討しなければならないが、検討委員会の中ではその修史事業のことをうたっているというような答弁がありましたよね。しかし、現代史の編さんという意味では、評価を伴わないような段階であっても、歴史情報の発信という観点から、市政の資料集のようなものの編集というものは行われるべきだと思います。

(本間委員長)

どうもありがとうございました。今、小野委員から要望のあったようなことは、実際の運用で行われる部分が多いと思うのです。そういうこともまた考慮していただきたいと思います。

それでは、3の新潟市文書館の基本理念については、これでよろしゅうございますか。

そういうことでご了解いただいたということでございます。

次に、新潟市文書館の施設運営につきまして、先ほど、かなりの修正もあったようですが、施設と運営について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(金森委員)

(1)の施設のあり方なのですけれども、「高台への立地なども含めて」と書いてありますが、「高台」というと縛りがありますし、ビルの何階ということもありうるわけですから、わざわざ書かなくてもいいのではないのでしょうか。

(本間委員長)

災害からできるだけ被害を少なくするという手段ですが、「高台」という部分は必要ないのではないかということですが、いかがですか。事務局としては入れたいということですか。

(事務局／長谷川)

「津波や水害による震災の被害について考慮します」で求められた修正です。

(伊藤委員)

被害に対する対応を考えてやりますという意味なのです。私はこんなに具体的なことは要求していません。被害に対する対応が大事なのだという意味です。

(本間委員長)

高台とか具体的だと、今後、文書館がどこにどうなるかという時に、一つの制約条件になって、なかなか選定が難しくなってくるかもしれません。

(伊藤委員)

逆に、被害という言い方をするから、などの災害に対応した、というようにしたほうが。

(本間委員長)

「災害に対応して」ということで、修正するのが妥当だと思います。他に何かございますか。

(金森委員)

7ページの下から2行目の最後のところ、「談話なども可能な閲覧室」というのは、私は文書館の中がどうなっているのか知らないまま言っていたものですから、違和感があるならば、「談話など」は取っても私は全くかまいません。

(事務局／長谷川)

この前のお話を聞いて、そういった機能も新しい文書館のあり方として必要かもしれないと。

(金森委員)

私は（文書館は）静かにやっているというイメージがあるのですがけれども、談話なども可能などあると、開かれているかなという、少しうれしい感じはします。

(事務局／長谷川)

金森委員に最大限配慮したつもりでございます。

(本間委員長)

これは特に目くじらを立てる必要はないということで、これは新しい文書館の前衛的な部分もあるということですね。他にございますか。

(小野委員)

8ページ目（3）の管理運営体制というところですがけれども、そこでは文書館の設置及び管理運営条例とかの制定について触れられているので、9ページの（6）と文言がダブっていますよね。（6）は（3）に合併して、管理運営体制と条例及び諸規定の整備というくくりで、（3）一つでいいのではないかと思います。

(事務局／長谷川)

（3）は館の設置条例、館の規定に係ることで、6は公文書そのものの問題ですから、全く一緒にする必要はないと思います。

(小野委員)

設置及び管理条例が制定される中でこれは解消されることなのではないですか。（3）の出だしは、ここで制定することが書かれていますよね。

(事務局／拝野室長)

（3）のところで言っているのは、あくまでも館の運営体制等に係る部分です。（6）はそこで提供されるサービス、特に情報公開制度などの整合性という意味で、館の運営というよりは、新潟市の情報公開のあり方との整合性を条例や規則などで規定していくという部分ですので、考え方としては別物です。

(小野委員)

（6）の出だしには、文書館に移管し利用する仕組みを構築するという表現がありますよね。

(事務局／拝野室長)

はい。この部分は文書管理のことですよね。館の運営ではなくて文書管理に関する仕組み。小野委員にとっては二重の規定でダブっているというとらえ方をしたのでしょうか。

(小野委員)

この文書館条例というのは設置条例と管理運営に関わる条例を併せたようなわけですね。

(事務局／拝野室長)

設置条例というのは、通常文書館の開館時間が何時からだとか、どこに設置してとか、目的とかそういうものを規定するものであって、(6)のは文書の管理のしかたについての条例、規則です。特に(6)の歴史公文書を文書館に移管し利用する仕組みをとるところで館の運営とは読めないと思います。あくまでも文書をどのように扱っていくかということでの記述です。

(小野委員)

文書館設置条例を作った段階で、移管し利用する仕組みというのは、そこで規定されるわけではないのですか。

(事務局／拝野室長)

今おっしゃっているのは、(3)のほうで文書管理の条例や規則も言及されているのではないかという指摘なのですね。そういうことではありません。

(伊藤委員)

今議論しているのは別物だと思います。これは基本計画ですから、まだ条例ができていないので、「歴史公文書」をどのように扱っていくのかという基本的な考え方の具体的なものです。だから、やはりある程度これは別個に取り上げてしかるべき基本的な考え方です。

(小野委員)

総務課長さんに伺おうと思っていたのですけれども、公文書管理条例についての調査検討は歴史文化課なのですか。

(本間委員長)

今の質問は、5の新潟市文書館整備の推進に当たってというところに言及するわけですか。

(小野委員)

5にも関わりがありますけれども、その上の(6)のところ新潟市における公文書管理条例について調査検討を進めていきますと。

(幹事／木村総務課長)

(6)で、これは新潟市としてということで、公文書管理条例は文書管理の担当の範疇です。

(小野委員)

総務課ですよ。

(幹事／木村総務課長)

はい。先ほどのお話の中で、確かに文書館条例を制定するほかと書いてあると他の関連規則と条例も含んでしまいます。ここはあくまでも設置条例だけですので、新潟市文書館条例を制定し、組織、体制、開館時間、休館日等、市民が利用しやすいように定めます、とすれば限定されると思うのですけれども。

(事務局／木村文化観光・スポーツ部長)

そういう部分も含んで入れている。条例だけでは運営はできないわけですよ。

(幹事／木村総務課長)

施行規則のために、条例の他に関連規則の整備を図りますというのは、少し広げて取られるような気がするのですが。

(本間委員長)

公文書の公開管理は、多くが現用文書の部分と非現用の部分を分けています。したがって、これからはそういう垣根を取って、市としての公文書等の対応が求められるのではないかという予感がしま

す。とって直せとなると従前の規定と抵触しますので、この辺りは少しクッションを置いた形でない、なかなか難しい問題だと思うのです。その点についていかがですか。

(事務局／倉地歴史文化課長)

基本計画ですので、その中で関連の規則や規定まで触れる必要はないということならば、言われたように、条例を制定し、組織、体制、休日等を定めますということだと思います。

(幹事／木村総務課長)

施行規則も含むのであれば、「条例などを制定し」と続ければ、すっきり、設置条例だということが分かると思います。

(本間委員長)

この部分については、庁内的にも解釈が微妙な部分もあるようですが、これは今度文書館ができるとか形になれば、役所内で調整が進むと思いますので、それでよろしゅうございますか。

(幹事／山口江南区総務課長補佐)

少し単純な疑問といえますか、7ページ(1)の施設のあり方の一番最後のところで、既存施設の有効活用等を考えていますと。そこに関連して、次の(2)のウの情報発信機能のところで、「文書館の施設の顔となるエントランスホール」という文言がありますが、既存施設の有効活用ということだと、新設ではないのでエントランスホールが造られるかどうか全く分からない中で夢を持たせるような言葉はどうかということ。仮にそういうものを造るのだという意味があったにしても、「文書館の施設の顔となるエントランスホール」という言葉と情報発信機能とがどういうつながりがあるのか理解できないのです。これは要らないのではないかと。

(本間委員長)

今のご質問、ご意見、いかがでしょうか。

(事務局／長谷川)

11ページの【参考資料】の表に、エントランスホールについて考えている機能を示してあります。文書館のガイダンス機能を含む、メディアを利用した情報発信広場ですけれども、大型の映像機器を使って映像的なもので様々な形で紹介していきたいと考えているということです。ただ、それが実現するかどうかはまた別の問題ですが、考え方としてはそういうことです。

(本間委員長)

実際新潟市としてこれをどうしていくかという中で、理念という部分が喪失するかもしれないわけですから、ここでは夢を述べたいということでご理解いただきたいと思います。

(幹事／山口江南区総務課長補佐)

説明としては分かったのですが、そういうものを指すのであれば、「大型ディスプレイを配置して」とかそういう言葉を使って、表現の工夫をお願いしたいと思います。

(本間委員長)

分かりました。事務局のほうで工夫していただきたいと思います。

時間が近づいておりますが、非常にこれは難しい問題です。基本計画であるが、我々はできた後の文書館というものを想定しますから、その乖離があってなかなか難しいのです。これは市民の皆さんに訴える基本整備計画でございますので、厳密にしていきますといろいろ矛盾も多少あるかもしれませんが、そこは一つまたご理解いただきたいと思います。

(伊藤委員)

一ついいですか。9ページの下から2行目の「よって」がとても気にかかるのです。こういうものは昔の官庁用語ではないですか。ないと少し据わりが悪い。有りであれば、改行して、「歴史文化課」という。その上の「同課は」も歴史文化課にしてはどうですか。

(本間委員長)

工夫していただいて、またお話をいただく場合もあるかもしれません。

まだ語り尽くせない部分もあろうかと思うのですが、決められた時間もございます。今回は、二、三課題もありましたけれども、委員の皆さんからお認めいただきました。ちょうど4時になりました。事務局の皆さん、非常に大変な労作ですが、修辞を直しておまとめ下さい。

これにて第7回文書館整備検討委員会は、一応、お役ご免になるわけでございます。大変ありがとうございました。それでは、今日の議事はこれで終わります。

3 その他（今後の進め方について）・閉会

(本間委員長)

時間を少し出しましたが、今後の計画案の進め方等について、事務局よろしいでしょうか。

(事務局／拝野室長)

今後についてできる範囲でお伝えします。本日、熱心にいただいた審議を踏まえまして、委員会としての基本計画案を完成させます。今後の予定ですが、2月15日金曜日に、市長に対して、本計画及び委員としての提言という形で提出していただきます。その後に議会へパブリックコメント、市民の意見募集ということで、その実施について説明した上で、1か月間、市民の方から基本計画案について意見を募集します。そして、その意見を踏まえまして、最終的に市としての基本計画案を策定します。基本計画案の修正が必要な意見等が提出された場合には、委員の皆様は書面でこのように直したいということでご照会を差し上げようと思っております。策定後については、ホームページなどによって基本計画の周知を図りたいと思っております。

平成25年度以降は、今現在、具体的な施設等の候補が決まっておきませんので、基本計画に基づいて、その整備に向けた課題の整理を行いたいと思います。今、報告できるのは以上です。

(本間委員長)

分かりました。ありがとうございました。これで協議は終了いたしましたので、事務局、よろしく願いいたします。

(司会／事務局・鈴木)

この文書館整備検討委員会は今回が最後となります。最後に、事務局を代表しまして、歴史文化課長の倉地がごあいさつ申し上げます。

(事務局／倉地歴史文化課長)

委員の皆様、また、幹事の皆様、2年半という長きにわたりコメントを頂きまして、ありがとうございました。最終回はもっと簡単に済むのかなと思いましたが、非常に激しいご議論をいただきまして、宿題も頂きましたが、ぜひ、よいものにしていきたいと思っております。

また、文書館整備の今回の基本計画案で、パブリックコメントを経て基本計画を定めるわけですが、それが今後の文書館の整備の骨格をなすものでありますので、ベストに近い文書館の整備に向けて、なお一層努力してまいりたいと思います。また、これからもお知恵を拝借したりご指導いただく機会もあろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(司会／事務局・鈴木)

ありがとうございました。

以上をもちまして、文書館整備検討委員会第7回会議を閉会いたします。